

第六十五回国会 衆議院 運輸委員會 議 録 第十 三 号

昭和四十六年三月十九日(金曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 福井 勇君

理事 宇田 國榮君

理事 徳安 實藏君

理事 村山 達雄君

理事 松本 忠助君

唐沢俊二郎君

菅波 茂君

關谷 勝利君

西村 英一君

村田敬次郎君

内藤 良平君

宮井 泰良君

田代 文久君

出席國務大臣

運輸 大臣 橋本登美三郎君

出席政府委員

運輸大臣官房 執 行 官 長 光部長

委員外の出席者

運輸委員會調査 室長 鎌瀬 正己君

委員の異動

三月十九日

辞任

小此木 彦三郎君

中馬 辰猪君

久保 三郎君

同日

辞任

中山 正暉君

村田敬次郎君

補欠選任

中山 正暉君

村田敬次郎君

河野 密君

補欠選任

小此木 彦三郎君

中馬 辰猪君

河野 密君 久保 三郎君

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

旅行あつ旋業法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)

○福井委員長 これより會議を開きます。

旅行あつ旋業法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○河村委員 もうすでに説明があつたと思ひますけれども、現行旅行あつ旋業法における登録業者数は何人ありますか。

○住田政府委員 答え申し上げます。

現在の旅行あつせん業者の数についてでございますが、一般旅行あつせん業者は、昭和四十六年の三月四日現在で百二十七社でございます。それから邦人旅行あつせん業者は、昭和四十五年の七月末現在で三千五百九十一でございます。それから代理店の数は、昭和四十五年の十二月末現在で三百五十六でございます。

○河村委員 今度、旅行者保護の見地から新しく法改正する際に、その中で整理に値する、整理すべき業者というのは、一体何人ぐらひありますか。

○住田政府委員 答え申し上げます。

正確な数字はまだはっきりわかりませんが、私どもの推定によりますれば、現在二割程度でございますが、二割程度は、現在看板を上げておつて実際に仕事をしていないというのもございます。したがひまして、今度本法ができた暁には、そう

いつた問題がすつきり整理されるのじやないか、かように考へております。

○河村委員 看板を上げて仕事をやらないというのは、別段旅行者に被害を与えているわけではないわけですね。もともとやる能力がないと、そういうことですか。

○住田政府委員 答え申し上げます。

確かに看板を掲げておりますが、実際にやっておるのは年に一、二回とか数回でございます。たとへば、ほとんど仕事をしていない、そういうのが実情でございます。

○河村委員 いままで旅行者に被害を与えた実例それは一体この四千ぐらいの業者の中で、どのくらいがそういう実際に被害を与えた実例があるのですか。

○住田政府委員 答え申し上げます。

いろいろと現在の旅行エージェンツがトラブルを起しておる例は、相当私どものほうにも苦情が来ております。大体私どものほうで取り扱ひ苦情といたしましては、週に二、三回来ておりますが、実際のいわゆる営業保証金の還付ですね、そういったような実例が出たのは、私どもの統計では非常に少のうございまして、東京都で六件、全国で年間わずかに十数件、こういう実情であります。どのくらいの数かといひますと、まだはっきりした数字はつかんでおりませんが、いままでの苦情から見ますと、そういう苦情を起したような業者は相当数あると思ひますが、いまお話ししましたように、還付を受けたような例は年間十数件、こういうところでございます。

○河村委員 そういう場合に、現行法でも登録取り消しの規定があるわけですね。実際それで登録取り消しをやつた例はありますか。

○住田政府委員 いままで私どもの調べたところによりまして、登録を取り消したのは東京都で二

件でございます。それから、更新登録の際に取り消したのが、年間十数件でございます。

○河村委員 一件当たりの被害金額というか、要するに旅行者に被害を与えた金額ですね、それは一体どのくらいの幅ですか。

○住田政府委員 いままで私どもへ来ておりますいろいろな報告によりまして、金額の問題よりはむしろ苦情が非常に多いわけでございます。たとえば、違約金がもらえなかつたとか、高かつたとか、あるいは一流ホテルが二流になつた、こういう例がございまして。

それから、御質問の金額でございますが、これは平均いたしまして、いままで二十万円前後でございます。こういうふうになつております。

○河村委員 今度、営業保証金の最高限度を上げるわけですね。その際、いままでの説明だと、一般旅行業者が二百萬、それから国内が七十萬ですか。そうしますと、いままでの被害金額から見ると、それほど上げる必要がないように思われるが、その点はどうなんですか。

○住田政府委員 たいいまま私、二十万円と申しましたけれども、平均が二十万円でございます。今後いろいろと海外旅行のパッケージなんか考えますと、相当な額になります。そこで、私どものほうではいろいろと計算しまして、七十万円というのが一応平均した数字じやないかというふうに考へたわけでございます。今後、実態から見ますと、いままでのような七万円ではとてもこれは保証できない、こういう感じであつたわけでございます。

○河村委員 七万円ではできないことはわかりませんが、しかし、実際の被害の実績が二十万程度であるというのに、一挙に営業保証金を二百萬とか七十萬とかいふように上げるのは、少し異常じやありませんか。いかがですか。

○住田政府委員 七万円ではできないことはわかりませんが、しかし、実際の被害の実績が二十万程度であるというのに、一挙に営業保証金を二百萬とか七十萬とかいふように上げるのは、少し異常じやありませんか。いかがですか。

○住田政府委員 いままで私どもの調べたところによりまして、登録を取り消したのは東京都で二

件でございます。それから、更新登録の際に取り消したのが、年間十数件でございます。

○河村委員 一件当たりの被害金額というか、要するに旅行者に被害を与えた金額ですね、それは一体どのくらいの幅ですか。

○住田政府委員 いままで私どもへ来ておりますいろいろな報告によりまして、金額の問題よりはむしろ苦情が非常に多いわけでございます。たとえば、違約金がもらえなかつたとか、高かつたとか、あるいは一流ホテルが二流になつた、こういう例がございまして。

それから、御質問の金額でございますが、これは平均いたしまして、いままで二十万円前後でございます。こういうふうになつております。

○河村委員 今度、営業保証金の最高限度を上げるわけですね。その際、いままでの説明だと、一般旅行業者が二百萬、それから国内が七十萬ですか。そうしますと、いままでの被害金額から見ると、それほど上げる必要がないように思われるが、その点はどうなんですか。

○住田政府委員 たいいまま私、二十万円と申しましたけれども、平均が二十万円でございます。今後いろいろと海外旅行のパッケージなんか考えますと、相当な額になります。そこで、私どものほうではいろいろと計算しまして、七十万円というのが一応平均した数字じやないかというふうに考へたわけでございます。今後、実態から見ますと、いままでのような七万円ではとてもこれは保証できない、こういう感じであつたわけでございます。

○河村委員 七万円ではできないことはわかりませんが、しかし、実際の被害の実績が二十万程度であるというのに、一挙に営業保証金を二百萬とか七十萬とかいふように上げるのは、少し異常じやありませんか。いかがですか。

○住田政府委員 いまお話をいたしましたように、今後の賠償額というものが非常にふえてくることは、可能性が予想されるわけでございます。そこで、やはり私どもでは最低限度七十万円、こういってことではないとかなかなかむずかしいのじやないか。

たとえば、こういって例を御紹介いたします。私どもこの額を算定いたしましたのは、次のような根拠もあるわけでございます。かりに香港とか台湾のバルク運賃の旅行の場合ですね、運賃が六万円で最低旅客数が三十五名、こういって場合に、この主催旅行がもし失敗した場合は、二百万円ぐらいの損害になるといいます。これを根拠に置いたわけでございます。それから、国内旅行の場合、大体貸し切りバスを想定いたしましたして、現在一旅行当たり四十名ないし五十名行く、そういうことを想定いたしますと、大体七十万円程度の損害を与えるだろう。こういうようなことをいろいろ勘案いたしましたして一応七十万円、こういう数字が出たわけでございます。

○河村委員 その計算の根拠は一応わかりますけれども、実際具体的にそれほどの被害はないのに、相当大幅な金額を最高限度としてつくるわけですから、それなら、やはり法律に最高限度はきめるのがほんとうじゃないですか。

○住田政府委員 この問題について、いろいろと私どもこの法律の審議にあたって、先生のおっしゃる点も十分審議したわけでございますが、御承知のように、旅行業界というのは時代の趨勢に従って非常に激しい業界でございます。それで、特にいまお話ししましたように、パッケージツアーとかいろいろ新しい旅行形態ができております。そういうような情勢に即応するには、むしろ省令によってきめたほうが実態に即し得るんじゃないかという点が第一点。

それから第二点は、さればと行って行政庁たる運輸省が、恣意的に自由にこれを変更するということができない。と申しますのは、先生お手持ちのこの法律の十一條の中で、営業保証金の額は各

営業所ごとについて、「一般旅行業及び国内旅行業の別に、旅行業務に関する取引に係る債務の額」それから「弁済の状況その他旅行業務に関する取引の実情」それから「旅行業務に関する取引の相手方の保護を考慮して」という限定的な規定があるわけですね。ですから、私どもが省令をきめるという場合にも、当然十一條の法律の趣旨をそんたくしてやることになりまして、したがって、そういう態度あるいは独断的にやるというふうなことはなく、また、私どもこれをきめる場合には、もちろん業界その他関係方面と十分に連絡して遺漏のないようにしたい、かように考えておる次第でございます。

○河村委員 次に、旅行業務取扱主任者のことについて伺いますが、この選任された旅行業務取扱主任者というのは、法律的に何らか責任と義務を持つものですか。

○住田政府委員 お答え申し上げます。この取扱主任者につきましては、本文の十一條の三に書いてございますが、旅行業者は各営業所にこういって主任者を選任いたしましたして、旅行業務提供の確実性、だとか、あるいは「取引条件の明確性その他取引の公正を確保するため必要な管理及び監督に関する事務を行なわせなければならぬ」という規定がございます。この本条をそのまま設けた理由は、責任の問題ということもさりながら、むしろ取引の明確化、お客さまに対して取引をはっきりさせるということ、そして取引の確実性というものを担保する、こういうことで全体に業界のレベルアップをはかる、これがねらいでございます。

また、この取扱主任者は、あくまでも当該旅行エージェントの職員ということになりまして、これがもし事故が起きた場合においては、あくまでもAならAという旅行業者の責任ということになります。いまお話ししましたように、むしろこの法律のねらいは旅客者保護でございますので、そういう旅客の保護をはかるために、いろいろと

取引についてトラブルがないように、あるいはそういう明瞭性というものを期する、こういう意味で本条を置いた、こういうことでございませぬ。

○河村委員 そうすると、安全管理者とか衛生管理者とかがいう式の、法律上の義務と責任はない、そういうものですか。

○住田政府委員 ございませぬ。

○河村委員 これは、営業所単位に最低一人置けばいいわけですね。それなら、営業所の所長とかなんとか、その責任者に対して試験制度か何かつくって責任ある者にするというほうがむしろほんとうで、こういう取扱主任者というものを別につくる意味というものは、あまりないのじやないですか。

○住田政府委員 お答え申し上げます。先生御指摘のように、所長さんが取扱主任者を兼ねてもいいと思えますし、あるいは各営業所でその実態も違いますから、必ずしも所長がしなくてもいい。要は、そういう責任のある方を置くことによつて、お客さんに安心感を与えるというラブルを起ささない、その実態をはっきりさせて、こういうところに意味があるわけでございまして、場合によっては、先生御指摘のように所長が兼ねるといふ場合もありますが、それは、各社のいろいろな規模その他によつても変わってくると思えます。

○河村委員 所長がもし取扱主任者としての資格を持たない、それだけの能力を持たないという者であつて、他にそういう主任者をきめるといふ者であれば、その主任者に対しては、何らか法律的な責任なり義務なりを課さなければ、これを別にわざわざ法律でつくる意味がないでしょう。そうじやないですか。

○住田政府委員 先生のお説もとてもでございますが、この取扱主任者なりそういうような問題は、いま私がお話ししましたように、あくまでも当該会社の職員として取り扱うわけでございませぬから、その対外的責任はすべてその会社の責任になる。そしてその場合には、所長なりあるいは主任者の配置問題というのは、これは社内のあるいかなる社内規則によつて解決すべき問題ではないか、かように考えておるわけでございませぬ。

○河村委員 この取扱主任者は試験を原則として、それ以外に、知識及び能力の認定によつて試験を免除する場合がありますね。そうすると、そのあとに、講習をやつて試験の一部を免除する者の中に、「講習会の課程を修了した者又は運輸省令で定める資格を有する者」というのがありますね。この前段の知識と能力によつて運輸大臣が認定する者と、運輸省令で定める資格を有するという者と、わざわざ別につくつたというのはどういう意味ですか。

○住田政府委員 前のほうは経験を主として考え、あとのほうは講習その他によつて認定する。たとえば、十一條の四の三項にあります「運輸省令で定める資格を有する者」というのはどういふ者かと申しますと、たとえば大学の観光講座、こういってところで資格を受けた者、こういうような者をここで見ておるわけであります。

○河村委員 しかし、前の運輸大臣が認定する者は経験とは書いていないで、「知識及び能力」と書いてあるわけですね。あとのほうは、「運輸省令で定める資格」ということになれば、それはやはり知識と能力でしょう。やはり同じことじやないのですか。わざわざ区別するのはおかしいので、むしろ一本化するのがほんとうじやないのですか。

○住田政府委員 前のほうは知識と能力を必要といたします。あとのほうは知識だけを必要とする、こういうことでございます。

○河村委員 だけれども、知識だけあつて能力がない者に、試験の一部を免除するというのはどういふわけですか。

○住田政府委員 もうちょっと、御説明させていただきますと、一号のほうはいわゆる知識と能力を主とするものでございまして、三項のほうは講

習会によりまして、業界のレベルアップをはかっているというのがねらいでございます。その中に、たとえばいまお話ししましたように、講習会の課程を修了した者とかあるいは大学でそういった講習の資格を受けた者、こういった者でございます。そのうちと違うわけでございます。それは試験の一部を免除するという事になっておりまして、全免除ではないわけであります。

○河村委員 それはわかるのだけれども、「運輸大臣が認定した者」というのが前にあって、あとで「運輸省令で定める資格を有する者」というのがあるでしょう。こんなものをわざわざ二つつける意味はないじゃないですか。どっちか一本にして、全部または一部を免除するという事にするほうがむしろ公平であって、片一方は知識と能力がある者であって、片一方は知識はあるけれども能力がない者というのは、理屈に合わぬじゃないですか。

○住田政府委員 講習だけで認定するというのは非常に危険じゃないか。やはり経験というものも十分に考えなくちゃいけないじゃないか。そこで、三項のあとのほうにおきまして一部免除という事にしたわけでございます。

○河村委員 そうじゃないのだ。講習会の課程を修了した者と運輸省令で定める者とは別なんだ。だから、講習会だけじゃ心配だから試験を一部やるというのじゃなしに、運輸省令で定める者というのは、これは講習会をやらぬでいいわけですよ。それは知識と能力があるから講習会をやらなくてもいいことにするわけでしょう。それなら、前の運輸大臣が認定する知識と能力のある者と区別する理由がないのじゃないか。

○住田政府委員 前のほうは、あくまでも経験、能力というものを主眼にして考えたわけでございます。そこで、こういった認定という規定を置いたわけでございます。あとのほうは、いまお話ししましたように、全体の業界のレベルアップということと、それから、そういった講習を受けた者だけについては一部免除するという事で、実務

経験は見なければならぬ、こういうことになるわけです。

○河村委員 こんなところひつかかっているのはばかばかしいからあまりやりたくないのだが、知識と経験ならわかるけれども、経験、能力なんという日本語は、いまだかつては聞いたことがない。まあいいでしょう。

約款のことですけれども、約款の中には料金は書かないのですか。

○住田政府委員 料金につきましては、前回御説明しましたように、十二条で運輸大臣に届け出る、こういうたてまえになっております。そこで、約款は認可制になっておりますが、料金につきましては、十二条の二項の中に、「金銭の收受及び払いもどしに関する事項」こういう規定がございまして、料金はいくらでも運輸大臣への届け出によつて、それでもしそれがいろいろと不都合である場合には、第十二条の二項で、たとえば「特定の者に対して不当な差別的取扱をする」というような場合におきまして、運輸大臣が変更命令をする、こういうたてまえになっております。したがって、約款と料金とは別建てになっております。

○河村委員 それもおかしいでしょう。運輸大臣に届けるというのは一つの手続ですね。約款というものは、掲示をして旅行者に見せるわけでしょう。その約款の、一種の運送契約の中に、一番主たる条件である料金を書かないというのはおかしいのじゃないですか。

○住田政府委員 料金につきましては、特にお客様と旅行エージェントの関係でどういう手数料を取るか、こういったようなものにつきます。この本文にございますように、たとえば十二条の三の「取引態様の明示」だとか、あるいは十二条の四の「取引条件の説明」、あるいは十二条の五の「書面の交付」、こういったところで、実際の取り扱い手数料が幾らになるかといったようなことをお客に知らせたほうがいいじゃないかということ、そつちのほうで担保できる、こういう考

えでおります。

○河村委員 たとえば運送約款の場合なんか、やはり約款の基礎になっているのは運賃料金その他の条件です。運賃料金というのは、やはり約款の基礎になっているのは運賃料金その他の条件です。運賃料金というのは、やはり約款の中の一つの主体になるべきものです。それをわざわざ除いてしまつて、收受のやり方だけ約款に入れればよろしいというのは理屈に合わぬのじゃないですか。

○住田政府委員 この点についても、われわれいろいろと審議の過程で議論になったのでございませぬが、御承知のように、旅行業界の料金というのは非常に幅が広いわけですね。お客さんとの関係のみならず、宿泊施設あるいは輸送機関、レストラン、おみやげ店、こういったことで手数料の対象も非常に広いということ、それから実際の商慣習も非常にいろいろと取りまざるのを、これを一律にきめることもなかなかむずかしい、そういうことで、料金につきましては届け出で一つチェックする、そうして先ほどお話ししましたように、二項のほうで不当な場合には運輸大臣がこれに対して変更を命ずる、こういう規定になるわけでございます。

それから約款のほうは、いまお話ししましたように、基本的な事項といたしまして、たとえば金銭に関するものは、前払いにするかあと払いにするか、あるいは違約金をどうするかこういったような基本的な事項をきめるというふうにして実態に合わせました。それで、いまお話ししましたように、手数料が幾らになるかという事は、書面の交付だとか、そういったところで担保できるのじゃないかというふうに考えた次第でございます。

○河村委員 商慣習によつて複雑多岐だ、そこまではいい。だから運輸大臣に届けさせて、運輸大臣は知っておられるけれども、約款には書いてないから旅行者にはわからぬ、それでは何のことかわからぬでしょう。

○住田政府委員 ですから、いまお話ししましたように、十二条の五に書面の交付というのがございませぬ。この書面の交付の中で、そういったものはつきりとお客さんに明示するという事で担保できるのじゃないか、かように考えておる次第でございます。

○河村委員 そうがんばらぬで、約款の中に料金というのを書くべきものです。そんな、条件を明示するのだからそれでよろしいなんというものが、肝心の料金ぐらひは約款に書くのがほんとうだと、あなたは思いませんか。

○住田政府委員 いまお話ししましたように、書面の交付という事で十分に担保できるのではないかと、私どもはかように考えておる次第でございます。

○河村委員 時間の催促もあるので、約束したからこれでやめますけれども、旅行業協会のこと一つだけ聞いておきます。

一体、この旅行業協会というのは、これから旅行者が自主的につくるものですね。これは、運輸省としては数の制限をするつもりですか。

○住田政府委員 この協会につきましては、前回御説明しましたように、運輸大臣が社団法人を指定する、こういうたてまえになっております。

具体的に申しますと、現在ある国際旅行業者協会、JATAというのがございます。それから全国旅行業協会、そういったような社団法人を運輸大臣が指定する、こういうたてまえになっておりました。そして具体的には、しからばこれを一本化していくかあるいは複数化していくかということにつきましては、前回御説明いたしましたように、今後この協会の実際の動きなりあるいは関係方面とも十分に連絡してその結論を出していきたい、かように考えておる次第でございます。また具体的に、これを一体化するか二本化するかという事は、いまここできめかねる状況でございます。

適正なる条件を備えているものであれば制限をす
る意思はない、それでよろしいですか。

○住田政府委員 二十二条の二にある指定になる
社団法人というものは、この法律に書いてござい
ますように、業務の全部について適正な計画を持
っているということと、それから、確実にその業
務を行なうことができるという運輸大臣が認めるとき
ということがたてまえになっております。したが
りまして、ある団体をつくったから、それがその
まますぐ認められるということにはいかなと思
います。十分にその内容をチェックして、もし
て、はたしてそれが担保できるかどうか、十分に
実行できるかどうかというのを私どものほうで
確認いたしますから、したがってそう急に、その
団体をつくったからといってそれを指定するとい
うわけにはなかなかないと思われれます。やは
りここに書いてございす法律の趣旨に沿って、
その実行能力とかあるいは内容というものはチ
ェックせざるを得ない、かように考えております。

○河村委員 私は、だから何でもかんでも認め
ると言っているんじゃない。適正な条件を備えてお
れば認めるのか、無理に制限する意思はないのだ
ろうかということを確認しているんで、すなわち
返事してもらえばそれでいいのです。

○住田政府委員 そのとおりでございます。

○河村委員 ではこれで終わります。

○福井委員長 次に田代文久君。

○田代委員 まず、営業保証金の性格ですね、こ
れは大体どういう性格を持っているか。

それで第一は、この金額を法定事項から省令事
項になせしめたかという問題、これはいろいろ質問
に出たと思えますけれども、非常に重要なことで
すから、明確な御答弁をお願いしたい。それでこ
のことは、いよいよ今日はこの観光事業が全般的
に大きくなって非常に発展するとうような状況
のもとで、国会におけるわれわれの審議権が、こ
れは非常に薄められるとうようなことになるん
じゃないかということをおそれるわけでありま
す。したがって、この営業保証金の法定をなせば

ずして省令にしたかという点、この点をまず明ら
かにしていただきたい。

○住田政府委員 お答え申し上げます。

先ほどちょっとお話し申し上げましたけれども、
最近の海外旅行あるいはその他の動向を見ま
すと、旅行形態が非常に変わってきております。
たとえば、パッケージツアーであるとかそういう
たようなこと、あるいは観光の、旅行のパター
ンというか、そういうものが非常に大型化してき
ているということ、あるいは海外旅行の伸びが年
間三〇%以上伸びている、こういうたようなこと
で、情勢が非常に変動的というか、流動的でござ
います。そこで、そういう情勢に即応するよう
に、事態に即するために、運輸省令で定めると
いうことが適當ではないかと考えたのが一つであ
ります。

それから、さればと申して、そういうたような
非常に官庁の独善的あるいは恣意的といった御批
判を受けてはならないわけでございます。これ
につきましては、先生のお手持ちの本法案の十一
条に書いてございすように、「旅行業務に関す
る取引の実情並びに旅行業務に関する取引の相手
方の保護を考慮して、運輸省令で定める」こうい
うようになっております。したがって、私ど
ものほうといたしまして、そういうことを十分に
に考慮いたすと同時に、また、この決定につきま
しては、関係業界その他十分に慎重に審議して
きめたい、かように考えておる次第でございま
す。

○福井委員長 答弁はなるべく簡単に、丁寧にし
て下さい。

○住田政府委員 御参考までに申し上げますと、
保証金の額を法律で定めていない例といたしまし
て、現在保険業法あるいは鉱業法、こういったよ
うな立法例もございす。

○田代委員 そうしますと、この法律による業界
は保証金を供託するとうのですけれども、第三
者が受けるかもしれない損害とうようなとき、
担保能力とうのはこれには基準がないわけでは

ね。いわゆる保証金とは関係なく、もつと大きな
損害があるとう場合に、大体これはどうして解
決するとうにするかという問題はどうか。業
界組織がこの保証金を限度としてしか支払いはい
たしません、できませんとうことにはならない
のですか。

○住田政府委員 お答え申し上げます。

この協会のたてまえは、先ほどお話ししました
ように、この営業保証金の額以上の額で弁済業務
規約で定める額の範囲内において補償する、こう
いうことになります。たとえば、七十万円の保証
金であれば、もし問題があらますれば七十万円で
補償いたします。しかし、それ以上につきまし
ては、それはいろいろとその会社との間におい
て、民商法の理論によつて解決されるわけであ
ります。

○田代委員 そうしますと、損害が保証金をオー
バーしている場合ですね、そういう場合には、被
害者がその損害分を自分で泣かねばならないとい
うことには絶対ならないとう保証にはなってい
るわけですね。

○住田政府委員 その場合は、あくまでも旅行業
者との間の民商法上の問題になってくると思いま
す。

○田代委員 では次に、私たちが非常におそれる
のは、一応はわかるのですけれども、大きな企業
へ一元化するとうような、そういう方向がある
のじゃないかとうことが非常に危惧されるわけ
です。大手企業に市場を独占させるといふふうな
ことになるのじゃないか。そうすると、いままで
やってきているような非常に誠意のある業者が、
結局そういう大手業者の方向に集中され、あるい
は系列化されるとうことになって、いわゆる業
界の再編とうものが、そういう弱い者いじめと
いう形で、資金のあるところあるいはその他の有
力なところに集中してしまうのではないかとう
問題ですが、これについてはどのような対策を講
じておられるか。

○住田政府委員 お答え申し上げます。

もともと旅行業界の形態とうものは、一つの
労務集約型といえますか、そういうたような特殊
な形態を持っております。そうして、特にこの特
徴といたしましては、サービスとうものを非常
に主眼としております。したがって、実態を
見ておきますと、顧客層とうものは町内会だど
かあるいは地元の自治会とういいますか、そうい
うようなところとか、大規模企業ではなかなか個
々にタッチできないようなところを非常につかん
でおります。つまり、きめこまかいサービスとい
いますか、そういうたところはむしろ中小企業
のほうに非常に得意である、こういうような実態が
見られております。もとより、先ほどお話ししま
したようなパッケージツアーとか、あるいは海外
の大型ツアー、こういったものももちろん大企業
がいまやっておりますが、実際の国内の中小企業
の実態を見ますと、むしろそういう規模の大き
さじゃなくて、そういう小さいところのほうにそ
のお得意さんいろいろつかんでいす。単にカ
ウンターに立つておつて仕事をしていすのじゃな
くて、現地に出て、そしてそれぞれの町内会と
か、そういうたようなところのお客さんをつかん
でいるとうのが実態でございます。

したがって、中小企業だからといってこれ
は非常にあぶないとうことは、もちろんその
会社自身が、企業として近代化とかそういうたこ
とをはかることはもちろんでございますが、営業
政策から見ますと、むしろ中小企業のほうがきめ
こまかいサービスをしている、こういう評判も
聞いておりますので、そういうた点は、さほど私
は懸念がないのじゃないか、かように考えておる
次第であります。

○田代委員 その点、よく納得できないです。

次に、この法律が定めて、この協会の指定の
問題になるのですけれども、国内、国外向けの業
者組織は、指定するとう内諾したいなものがあ
るかとうかという問題です。たとえば、全国旅行
業協会あるいはJATAとういうような大きな
ものがありますが、この二つに限るのうか。

また、ほかにもそういう運動が起きて、あるいはそういうことがされる場合に、これを認めるかどうかという問題ですね。もし運輸省がそれを認めるといふようなことをするならば、大体いまままでどういふ活動をやってきておるか。また、その関係業界の組織率というものは、大体どういふふうになつてゐるか。特に、最初申しましたように、全国旅行業協会あるいは国際的なJATA、これはとにかくこの法律によつて当然認めるようになつてゐるのだ、そのほかのやつは認めません、こういうことになつてゐるのか、また、こういうことについて、今後どのような見直しを持つておられるか、御答弁願ひたいと思ひます。

○住田政府委員 答へ申し上げます。

この指定につきましては、私がお話ししましたように国際旅行業者協会、つまりJATAとか、全国旅行業協会、こういったものは社団法人になつておりますが、この法律に書いてございませうように、これが適正な計画を持つておるといふことと、確実にその業務を行なうかどうかというところが条件であるわけです。ですから、まだこの二つを指定するかどうかは、今後の内容を見てからきめるようになります。

それから、先生がおっしゃいますように、もしほかのところでの種の団体が出たらどうかということでございますが、それも同様でございます。私どものほうでほんとうにその団体が適正な計画を持つてゐるかどうか、あるいは確実にその業務を遂行するかどうか、こういうことの内容によつて指定せざるを得ないと思ひます。ですから、そのものが出てから私どものほうで、これを指定するかどうかということとはきめるということになつております。

○田代委員 そうしますと、いま申しました二つのあれについては、この法律との関係で大体内諾を与えて、こうなるよというふうなことは、政府のほうでやつてはおられないということ。それから、事業内容なり、これを指定するとすれば、こういう欠陥がある、またこういう点は非常に好

ましい点があるというふうな点についての調査とか、そういうことはすでに始めておられるわけですか。そういう点どうですか。

○住田政府委員 この法律もまだできていませんので、そういう具体的なことはまだしておりません。

○田代委員 それでは最後に、どうも私どもが一番懸念しますのは、これまでの運輸省の監督行政ですね、これから言うなら業界一任主義、業界にまかしてしまふ、そういうふうになるんじゃないか。そうなるという、やはりいろいろ弊害が起きてくるし、運輸省なり政府自身が、やはり厳格な監督の立場をとらなければならぬんじゃないか。だから、そういう点は十分されるかどうかという問題ですね。

それから、営業保証金にかかわる会計が赤字になつたというふうな場合、そういう場合に、結局はまた値上げというふうなことになるので、省令事項にしておくと、これもまた運輸省がそれを認めるというふうなことになるのではないか、そういう場合における政府の、いわゆる監督権というものがある、まより薄められる、そうして、先ほど申しましたような、いわゆるある種の行政権に委任されるというふうな形になるわけなんです。それから、そういう点からくる弊害というふうなもの、考えられないかどうか。その歯どめは大体どうするのだ、どうなるのだという点について、御答弁願ひたいわけですか。

○住田政府委員 答へ申し上げます。

ただいま先生が御指摘のように、協会というものがあつた意味において非常に力を持ち、そうして中小企業その他に圧迫を加ふるのじゃないか、また、そういう弊害も出てくるのじゃないか、そういう御質問でございます。この協会はあくまでもお客を保護するといふたてでございませう、この協会の協会の度で設けたわけでございますが、なおこの協会につきましては、二十二条の二十にございませう

に、「運輸大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、旅行業協会に対し、監督上必要な命令をすることが出来る。」という規定がございませう。したがうして、私どもはこういう協会の運営については十分に監視し、また、そういう協会の一つの方向といひますか、弊害につきましては十分これをチェックし、そうしてあくまでも旅客の保護をはかるといふことについて一段の注意を払つていきたい、かように考へておる次第であります。

また、もう一つ営業保証金の問題がございませう。たけれども、先ほど、そういう変更の場合は、決して私どものほうは一方的にそれを変更するといふことではなくて、十分にこの法律の趣旨を生かす、またそのような場合には関係方面と事前に十分な連絡をはかつて遺漏のないようにしていきたい、かように考へておる次第であります。

○田代委員 では最後に、先ほど申しましたように政府の監督ですね、そういう弊害を起ささない、また中小企業を圧迫するといふことについては十分考慮するといふような形での、そういういまままで持つていた監督権あるいは監督行政ですね、これが薄められて、そうしてそういう寡占化、独占化、大企業化に移行することによって弊害が起らないような、そういう措置は十分できておる、また、いまままで持つておる監督権というのは、法律的にも十分それは薄められることとはない、保証されておる、これははっきり言えるわけですね。その点、ひとつ説明していただいて質問を終わります。

○住田政府委員 ただいま先生が御指摘のよう

に、中小企業の圧迫にならないように、あるいはお客の弊害にならないように、こういうところについては、再三私が申し上げておりますように、十分に考へたしまして、行政の面において遺漏のないようにしていきたい、かように考へておる次第であります。

○田代委員 終わります。

○福井委員長 次に内藤良平君

○内藤委員 これは、まとめて大臣にお答へ願つて終わりたいと思ひますので、私、四点ほど申し上げます。

第一点は、旅行業のモデル約款の作成にあつては、旅行者、旅行業者及び関係団体等広く意見を求めること。

第二点は、旅行業の責任範囲を、旅行約款において明確にすること。

第三点は、添乗員問題については、今後そのサービス内容、労働基準及び料率の制度化を促進すること。

四番目は、旅行業会の任務の重要性にかんがみ、その組織及び業務運営、特に苦情処理の公正確保と弁済事務の迅速適正な処理について、旅行業協会に対し適切な行政指導を行なうこと。

以上四点を、今度の法案審議のまゝとめとして、社会党、公明党、民社党の三党の考へを、御質問という形で申し上げて終わりたいと思ひわけです。大臣からの、要約した簡単なお答へで結構です。大臣から、お願いいたします。

○橋本國務大臣 旅行あつ、旋業法の一部改正については、皆さんから熱心な御注意、かつまた、各条に關しての御検討がありまして、心から御礼を申し上げます。

ただいま御質問の点であります。モデル約款等については、役所といたしまして、役所だけの独断専行は避けまして、旅行者あるいは旅行業者、関係団体等の意見を広く徴してきめたいと思ひます。

また、第二の旅行業の責任範囲を約款にという点ですが、ただいま御審議いただきました法律の中で、十二条の二の二項二号に旅行業者の責任範囲が明確に定められておりますけれども、これらの問題は机上の議論だけでなく、実際的によくこれを注意し、チェックして、十分その目的を明らかにいたしたい、かように考へております。

添乗員問題につきましては、これは外国に行くことでもありますから、日本の恥になるようなことがあつては好ましくありませんので、この養成

及び質的向上、あるいはサービスの内容、また労働基準法等の関係もありますから、労働基準に関し、あるいは料率の公正な制度化、こういう問題につきましては、十分にこれは行政指導の面ですべてまいりたい、かように考えておる次第であります。

なお最後に、旅行業協会の件であります。新しい仕事でありますだけに、まだまだ不十分な点があるようにわれわれも見受けました。したがって、組織、業務の運営につきましては、十分にこれは指導していきたい。特に、苦情処理の公正あるいは弁済業務の迅速適正な処理、また、先ほども御質問がありました。保証金額をオーバーする場合における措置、これらの点も含めまして積極的な措置を講じてまいりたい、かように考えておる次第であります。

○内藤委員 終わります。

○福井委員長 ほかに質疑はありませんか。なければ、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○福井委員長 これより本案を討論に付するのがあります。別に討論の申し出もありませんので直ちに採決いたします。

旅行あつた旋業法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○福井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○福井委員長 この際、橋本運輸大臣から発言を求められておりますので、これを許します。橋本運輸大臣。

○橋本国務大臣 ただいまは御採決をいただきまして、心から御礼申し上げます。

委員会において質疑されました条項につきましては、十分これを尊重して、万遺憾なきを期したいと存じます。心から今回の採決に対して御礼を申し上げます。

ありがとうございます。

○福井委員長 この際、参考人の出頭要求に関する件についておはかりいたします。

ただいま本委員会において審査中の船舶職員法の一部を改正する法律案について、参考人の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○福井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、参考人の出頭日時及び人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○福井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

今回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十五分散会